

高松市・香川町合併協議会

第 1 回会議資料

日 時：平成 1 5 年 9 月 4 日（木）

午後 3 時～

場 所：香川県自治会館 7 階会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 1 号	高松市・香川町合併協議会規約について -----	1
報告第 2 号	高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書 について -----	6
	高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書 -----	7
	高松市・香川町合併協議会事務局規程 -----	1 0
	高松市・香川町合併協議会財務規程 -----	1 7
	高松市・香川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償 に関する規程 -----	2 0

(協 議 事 項)

議案第 1 号	高松市・香川町合併協議会会議規程について -----	2 1
議案第 2 号	高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程について -----	2 4
議案第 3 号	高松市・香川町合併協議会会議録等閲覧規程について -----	2 9
議案第 4 号	高松市・香川町合併協議会幹事会規程について -----	3 3
議案第 5 号	平成 1 5 年度高松市・香川町合併協議会事業計画 について -----	3 6
議案第 6 号	平成 1 5 年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出 予算について -----	3 8

(そ の 他)

	市町村の合併の特例に関する法律の概要等について -----	4 4
	高松市・香川町合併協議会第 2 回会議の開催予定について -----	4 4

報告第 1 号

高松市・香川町合併協議会規約について

高松市・香川町合併協議会規約を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 9 月 4 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

高松市・香川町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 高松市及び香川町(以下「1市1町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、高松市・香川町合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- ・ 合併の是非を含めた1市1町の合併に関する協議
- ・ 法第5条の規定に基づく建設計画の作成
- ・ 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、1市1町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、1市1町の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者のうちから、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、1市1町の長が協議し、次条第1項の規定による委員のうちから、これを選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第 8 条 委員は、次の者をもって充てる。ただし、第 6 条第 1 項の規定により会長に選任された者については、委員となることができない。

- ・ 1 市 1 町の長及び助役（複数の助役を置く場合にあっては、長が指名する助役 1 人）
 - ・ 1 市 1 町の議会の議長及び副議長
 - ・ 1 市 1 町の議会の議員のうちからそれぞれの議会の選出した者各 4 人以内
 - ・ 1 市 1 町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者各 3 人以内
- 2 前項に定める者のほか、必要に応じて 1 市 1 町の長が協議して定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の総数の 3 分の 1 以上の委員が会議の招集を請求したときは、会長は、これを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
- 4 会長は、必要に応じて 1 市 1 町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第 1 2 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

3 協議会の事務に従事する職員は、1市1町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第 1 4 条 協議会に要する経費は、1市1町の長の協議により、1市1町がそれぞれ負担する。

(監査)

第 1 5 条 協議会の出納の監査は、1市1町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 6 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 7 条 協議会の会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、1市1町の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 1 8 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が
会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、1市1町の長が協議して定める日から施行する。

報告第 2 号

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書について

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 9 月 4 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書

高松市及び香川町（以下「1市1町」という。）は、高松市・香川町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市1町の長が協議して定めるべき事項その他必要な事項について、次のとおり協議して定めたので、この書面を取り交わす。

協議して定めるべき事項

- 1 規約第4条（協議会の事務所）
- 2 規約第6条第1項（会長）
- 3 規約第7条第1項（副会長）
- 4 規約第8条第2項（委員）
- 5 規約第13条第2項及び第3項（事務局）
- 6 規約第14条（経費）
- 7 規約第16条（財務に関する事項）
- 8 規約第17条第2項（報酬及び費用弁償）
- 9 規約附則（施行日）

協議して定めた事項

- 1 協議会の事務所
規約第4条に規定する協議会の事務所は、高松市に置く。
- 2 会長
規約第6条第1項に規定する協議会の会長には、高松市長 増田昌三を選任する。
- 3 副会長
規約第7条第1項に規定する協議会の副会長には、香川町長 ・本保久を選任する。
- 4 委員
規約第8条第2項に規定する委員については、当分の間、置かないものとする。

5 事務局

- ・ 規約第13条第2項に規定する事務局に関し必要な事項については、高松市・香川町合併協議会事務局規程（別紙1）のとおりとする。
- ・ 規約第13条第3項に規定する協議会の事務に従事する職員については、次の者をもって充てる。

所属団体	職	氏名
高松市	企画財政部次長	林 昇
	企画財政部企画課 合併推進室長	加藤 昭彦
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐（合併推進担当）	藤川 幸彦
	企画財政部企画課 企画員（合併推進室）	森田 大介
香川町	総務課総括係長	澤田 敏男
香川県	政策部自治振興課副主幹	福井 隆

6 経費

規約第14条に規定する協議会に要する経費については、次のとおりとする。

- ・ 1市1町が負担すべき金額のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布に要する経費に係る負担については、それぞれの市町に係る額を負担する。
- ・ 1市1町が負担すべき金額のうち、前号の負担分以外のものについては、1市1町が均等して負担する。

7 財務に関する事項

規約第16条に規定する協議会の財務に関し必要な事項については、高松市・香川町合併協議会財務規程（別紙2）のとおりとする。

8 報酬及び費用弁償

規約第17条第2項に規定する報酬及び費用弁償の額等については、高松市・香川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（別紙3）のとおりとする。

9 施行日

規約附則に規定する施行期日は、平成15年9月1日とする。

1 0 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

1 1 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1市1町の長が協議して定めるものとする。

1 2 協議の発効

この協議は、平成15年9月1日から発効する。

1 3 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年8月26日

高松市
高松市長

増田 昌三



香川町
香川町長

吉本 保久



(別紙 1)

高松市・香川町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・香川町合併協議会規約第 13 条第 2 項の規定に基づき、高松市・香川町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- ・ 協議会の会議に関すること。
- ・ 協議会の協議資料の作成に関すること。
- ・ 協議会の広報に関すること。
- ・ 協議会の庶務に関すること。
- ・ その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第 3 条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及び計画班を置く。

2 前項に規定する各班の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員等)

第 4 条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第 5 条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- ・ 事務局内の連絡及び調整
- ・ 事務局長の職務の補佐

3 事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代理する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第 6 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- ・ 協議会の運営に関する基本方針の決定
- ・ 協議会に提出する議案の決定
- ・ 協議会の予算及び決算
- ・ 規程等の制定改廃
- ・ その他特に重要と認められる事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- ・ 物品の購入その他契約の締結に関すること。ただし、1件50万円未満のものに限る。
- ・ 物品及び現金の出納に関すること。
- ・ 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- ・ 高松市及び香川町との連絡調整に関すること。
- ・ 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- ・ 職員の休暇の承認、時間外勤務命令、休日勤務命令及び出張命令に関すること。
- ・ その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、高松市の例による。ただし、文書の記号については、「高香合」を用いるものとする。

- 2 事務を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び使用区分は、別表第

2 のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第 1 1 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、当該職員の属する市町の例による。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息时间については、高松市の例による。

(職員の給与等)

第 1 2 条 職員の給与(時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。)、共済費等については、当該職員の属する市町の負担とする。ただし、香川県からの派遣職員については、別に定める。

2 職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費については、高松市の例により協議会が支給する。

(委任)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の編さんに関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新市の名称に関すること。 11 新市の事務所の位置に関すること。 12 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 13 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 14 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 15 特別職の身分の取扱いに関すること。 16 国及び香川県との連絡調整に関すること。 17 その他他の班に属さないこと。
調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 財産及び債務の取扱いに関すること。 2 地方税の取扱いに関すること。 3 条例、規則等の取扱いに関すること。 4 事務組織及び機構の取扱いに関すること。 5 町名・字名の取扱いに関すること。 6 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 7 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 8 公共的団体等の取扱いに関すること。 9 一部事務組合等の取扱いに関すること。 10 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 11 介護保険事業の取扱いに関すること。 12 消防団の取扱いに関すること。 13 慣行の取扱いに関すること。 14 電算システム事業の取扱いに関すること。 15 各種事務事業の取扱いに関すること。
計 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。

別表第2（第10条関係）

名 称	ひ な 形	寸 法	書 体	使用区分
高松市・香川町合併協議会 会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 高松市・ 香川町合 併協議会 会長之印 </div>	24ミリ メートル	てん書	高松市・香川町合併協議会会長名 をもってする文書

別記様式（第9条関係）

（表）

起 案 用 紙

件 名				
あて先				
このことについて、次のように実施してよろしいか。				
決裁区分	会 長	事務局長	収 受	平成 年 月 日
会 長	副会長	事務局長	起 案	平成 年 月 日
			保存期間	常 永 10 ・ 5 ・ 1
主 管	事務局次長	班 長	担当者	公開・非公開の区分
				決 裁
合 議		班 長		平成 年 月 日
		班 長		文書番号
				高 香 合 第 号
			公 印	
			施 行	平成 年 月 日

高松市・香川町合併協議会

(別紙 2)

高松市・香川町合併協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・香川町合併協議会規約第 16 条の規定に基づき、高松市・香川町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第 2 条 協議会の予算は、高松市及び香川町の負担金、県補助金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議の承認を得たときは、速やかに、当該予算の写しを高松市長及び香川町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、会議の承認を得なければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により補正予算が会議の承認を得た場合について準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって管理しなければならない。

(協議会出納員)

第 6 条 会長は、協議会の職員のうちから、協議会出納員を命ずるものとする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第 7 条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、当該年度の末日までに会議に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 3 月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、決算を会議に付したときは、その結果を当該決算の写しとともに高松市長及び香川町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- ・ 予算差引簿
- ・ その他必要な簿冊

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは、「第 1 回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行の日から最初の会議の開催日までの間において収入すべき歳入がある場合はこれを調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
5 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(別紙 3)

高松市・香川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・香川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、高松市・香川町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 規約第 8 条第 1 項第 4 号又は第 2 項の規定による委員（地方公共団体の常勤職員である者を除く。）及び規約第 15 条第 1 項の規定による監査委員の報酬の額は、日額 6,500 円とする。

(費用弁償の額)

第 3 条 協議会の委員等（前条の委員及び監査委員並びに地方公共団体の長、助役及び常勤職員である者を除く。）が会議等に出席したときは、費用弁償として日額 6,500 円を支給する。

2 協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給する。

(支給方法)

第 4 条 協議会の委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、高松市の例による。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 1 号

高松市・香川町合併協議会会議規程について

高松市・香川町合併協議会会議規程を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 9 月 4 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・香川町合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるため、高松市・香川町合併協議会規約第 1 0 条第 3 項の規定により、本案を提出するものです。

高松市・香川町合併協議会会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・香川町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、高松市・香川町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開する。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 会議における発言は、議長の許可を得た後に行うものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする。

2 協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し、説明を行うものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- ・ 開催の日時及び場所
- ・ 出席委員等の氏名
- ・ 議題及び議事

・ その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が指名する2人の委員が署名するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の規定による文書の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第11条 前条の規定により会議に出席した者に対しては、費用弁償として、1日につき5,100円を支給する。ただし、地方公共団体の常勤の特別職若しくは一般職又は市町議会議員である者については、これを支給しない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成15年9月 日から施行する。

議案第 2 号

高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程について

高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 9 月 4 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・香川町合併協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるため、高松市・香川町合併協議会会議規程第 6 条第 2 項の規定により、本案を提出するものです。

高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・香川町合併協議会会議規程第6条第2項の規定に基づき、高松市・香川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。
(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

2 一般席の定員は、50人以内とする。ただし、議長は、必要と認めるときは、これを制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の開催場所において、傍聴受付票(様式第1号)に住所及び氏名を記入の上、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。ただし、議長が認めた報道関係者については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、原則として、会議開始予定時刻の30分前から行うものとする。

3 傍聴証は、会議開始予定時刻の15分前から受付順に交付する。ただし、会議開始予定時刻の15分前において、傍聴希望者が定員を超える場合は、くじにより傍聴人を決定し、傍聴証を交付するものとする。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- ・ 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ・ プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- ・ ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- ・ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

- ・ ^{げた}下駄、木製サンダルの類を履いている者
- ・ 酒気を帯びていると認められる者
- ・ その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ・ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ・ 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- ・ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- ・ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ みだりに席を離れないこと。
- ・ 携帯電話の電源を切ること。
- ・ 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- ・ その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長はこれを制止し、その命

令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 9 月 日 から施行する。

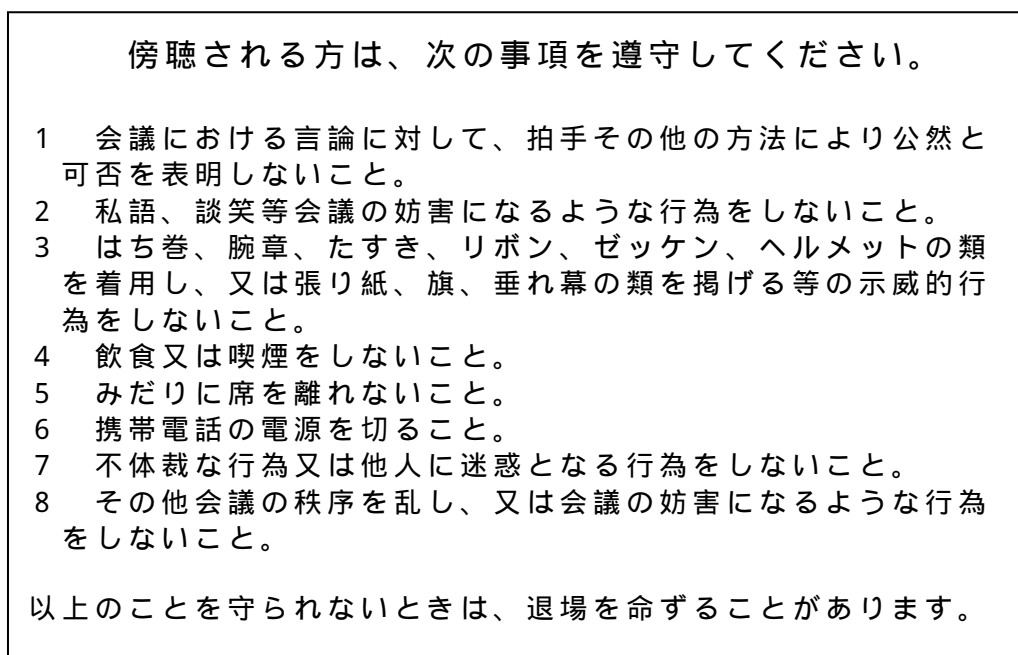
様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日
第 回 高松市・香川町合併協議会会議傍聴受付票
受付 _____
住 所 : _____
氏 名 : _____

（表）



（裏）



議案第 3 号

高松市・香川町合併協議会会議録等閲覧規程について

高松市・香川町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 9 月 4 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・香川町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるため、高松市・香川町合併協議会会議規程第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出するものです。

高松市・香川町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・香川町合併協議会会議規程第8条第2項の規定に基づき、高松市・香川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧請求者)

第2条 何人も、この規程の定めるところにより、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれのある事項その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないものとする。

(閲覧の請求)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧請求書(別記様式)を会長に提出することにより行うものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び1市1町の所定の場所とし、その時間は、当該事務局又は1市1町の執務時間内とする。

(遵守事項)

第6条 会議録等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、当該職員の指示に従うとともに、会議録等を丁寧に取り扱い、汚損し、破損し、抜き取り、又は紛失してはならない。

(閲覧の中止及び禁止)

第7条 会長は、閲覧者が前条の規定に違反したときは、会議録等の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 9 月 日 から施行する。

年 月 日

高松市・香川町合併協議会会長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

高松市・香川町合併協議会会議録等閲覧請求書

会議録等を閲覧したいので、次のとおり請求します。

会 議 録 等 名	備 考

議案第 4 号

高松市・香川町合併協議会幹事会規程について

高松市・香川町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 9 月 4 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・香川町合併協議会の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、高松市・香川町合併協議会規約第 1 2 条第 2 項の規定により、本案を提出するものです。

高松市・香川町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・香川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、高松市・香川町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、高松市及び香川町の合併に必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

(幹事)

第4条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める。

2 幹事長は会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長は、会議の議長となる。

(部会)

第7条 幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、実務的に協議又は検討を行うため、幹事会に部会を置く。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第 9 条 幹事長は、会議の協議又は調整の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 日 から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	職 名
高 松 市	助役
	総務部長
	企画財政部長
香 川 町	助役
	収入役
	教育長
	総務課長

議案第 5 号

平成 1 5 年度高松市・香川町合併協議会事業計画について

平成 1 5 年度高松市・香川町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 9 月 4 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

平成15年度高松市・香川町合併協議会事業計画

- 1 合併協議会だよりの発行、ホームページの開設による情報の提供
- 2 事務事業実態調査の実施及び調整
- 3 市町建設計画の作成
- 4 合併協定項目の協議
- 5 協議会、幹事会、部会等の開催
- 6 合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究
- 7 その他必要な合併に関する調査研究

議案第 6 号

平成 1 5 年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出予算について

平成 1 5 年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出予算を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 9 月 4 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

平成15年度高松市・香川町合併協議会予算

平成15年度高松市・香川町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成15年9月4日

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単 位 : 千 円)
款	項	金 額
1 負担金		9 , 5 0 0
	1 負担金	9 , 5 0 0
2 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
3 県支出金		9 , 5 0 0
	1 県補助金	9 , 5 0 0
4 繰越金		0
	1 繰越金	0
5 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳 入 合 計		1 9 , 0 0 1

歳 出		(単 位 : 千 円)
款	項	金 額
1 運営費		5 , 3 1 9
	1 会議費	1 , 6 3 7
	2 事務費	3 , 6 8 2
2 事業費		1 3 , 5 8 2
	1 事業推進費	1 3 , 5 8 2
3 予備費		1 0 0
	1 予備費	1 0 0
歳 出 合 計		1 9 , 0 0 1

歳入歳出事項別明細書

歳 入

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	9,500	0	9,500	1 市町負担金	9,500	合併協議会負担金 高松市 6,235 香川町 3,265
計	9,500	0	9,500			

(款) 3 県支出金 (項) 1 県補助金 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	9,500	0	9,500	1 県補助金	9,500	市町合併促進支援事業費補助金
計	9,500	0	9,500			

(款) 5 諸収入 (項) 1 諸収入 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子
計	1	0	1			

歳 出

(款) 1 運営費 (項) 1 会議費

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 会議費	1,637	0	1,637	1 報酬	286	協議会委員等報酬
				9 旅費	546	協議会委員等費用弁償
				11 需用費	31	協議会賄料(飲物代)
				13 委託料	250	会議録作成委託料
				14 使用料及び 賃借料	524	会議室使用料 126 放送録音機器借上料 398
計	1,637	0	1,637			

(款) 1 運営費 (項) 2 事務費

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事務費	3,682	0	3,682	1 報酬	1,134	臨時職員報酬(1人6月)
				3 職員手当等	1,050	職員手当等
				4 共済費	151	臨時職員社会保険料等
				9 旅費	60	日額旅費等
				11 需用費	618	消耗品費 350 食糧費 35 印刷製本費 233
				12 役務費	250	通信運搬費
				13 委託料	34	臨時職員健康診断委託料
				14 使用料及び 賃借料	175	車借上料等

				18 備品購入費	210	事務用備品等
計	3,682	0	3,682			

(款) 2 事業費 (項) 1 事業推進費 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業推進費	13,582	0	13,582	8 報償費	356	委員研修講師謝金等 200 協議会だより配布者報酬 156
				11 需用費	18	協議会だより発送用シール等
				12 役務費	2,300	協議会だより運搬料等
				13 委託料	8,283	協議会だより作成委託料 1,601 協議会だより仕分け配送委託料 482 市町建設計画策定等委託料 4,700 ホームページ開設・管理委託料 1,500
				19 負担金、補助及び交付金	2,625	県職員派遣負担金
計	13,582	0	13,582			

(款) 3 予備費 (項) 1 予備費 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	100	0	100		100	予備費
計	100	0	100			

5 その他

- ・ 市町村の合併の特例に関する法律の概要等について
- ・ 高松市・香川町合併協議会第2回会議の開催予定について
- ・ その他